

議案第17号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2 杉並区営上井草二丁目アパートの項中「16,000円」を「17,000円」に改め、同表杉並区営成田東二丁目第二アパートの項中「18,000円」を「19,000円」に改め、同表杉並区営成田東一丁目アパートの項中「17,000円」を「18,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和8年4月以後の月分の駐車場の使用料について適用し、同年3月以前の月分の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

区営住宅3か所の駐車場の使用料を改定する必要がある。